

第130号議案

新城市福祉円卓会議条例の制定

新城市福祉円卓会議条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市福祉円卓会議条例

(設置)

第1条 社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上及び地域社会全体での人材の育成の推進を図るため、新城市福祉円卓会議（以下「円卓会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 円卓会議は、市長の諮問に応じ、社会福祉事業に従事する者に係る次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 社会的評価に関すること。
- (2) 労働条件に関すること。
- (3) 労働環境に関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 円卓会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業に関する知識経験を有する者
- (3) 市内で社会福祉事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申の日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 円卓会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、円卓会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、円卓会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 円卓会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 円卓会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 円卓会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 円卓会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。
別表国民保護協議会委員の項の次に次の1項を加える。

| | |
|----------|-----------|
| 福祉円卓会議委員 | 日額 7,500円 |
|----------|-----------|

理 由

この案を提出するのは、社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上及び地域社会全体での人材の育成の推進を図るための事項を調査審議する機関を設置するため必要があるからである。